

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の動物愛護及び管理についての理解を深め公衆衛生の向上及び社会生活の安定に寄与することを目的とし、犬及び猫の不必要な繁殖を防止し、適正に管理するため、不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）に要する費用に対し、費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、太良町補助金等交付規則（平成8年太良町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 町内に住所を有すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 犬（本町において、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条に規定する登録がされており、かつ補助金交付申請日前1年以内に同法第5条に規定する狂犬病の予防注射を受けているもの）又は猫を本町で飼養していること。

イ 町内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせる者であること。ただし、区の代表者に限る。

(3) 営利を目的として飼養している者でないこと。

(4) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、手術費用が別表の額に満たない場合は、その額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の実施前に、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に犬・猫管理票（様式第2号）を添えて、町長に申請しなければならない。

2 飼い主のいない猫については、誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

(交付決定通知等)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を適当と認めないときは、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 申請者は、補助金等の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当

する場合には、速やかに太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金に要する額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金変更（中止）承認申請書の提出又は前項の報告があった場合には、補助金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

4 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、手術を完了したときは、補助金申請年度の3月末日までに、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術に係る領収書又は明細書等の写し
- (2) 飼い主のいない猫においては、手術が行われたと確認できるよう片耳をV字にカットされた状態の猫の写真

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、報告内容を審査し補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の補助金の交付額確定の通知を受けたときは速やかに太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第10号）を提出し、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返納)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請をした等この要綱に反する事項があったと認めるときは、交付決定を取消し、及び交付した補助金を町長に返納させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	性別	補助額
飼い犬	メス	5,000 円
	オス	3,000 円
飼い猫	メス	5,000 円
	オス	3,000 円
飼い主のいない猫	メス	20,000 円
	オス	10,000 円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

太良町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付申請書

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、支給の決定に関して町税等の納付状況を閲覧することに同意します。

記

交 付 申 請 額	円
区 分	飼い犬 ・ 飼い猫 ・ 飼い主のいない猫
※飼い主のいない猫 の生息（保護）場所	太良町 付近
手術予定年月日	年 月 日

添付書類

- ①犬・猫管理票（様式第2号）
- ②その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

【 犬 ・ 猫 管 理 票 】

管理番号 No. ()

犬・猫の特徴	性別	メス ・ オス	種類	雑種・ その他 ()
	毛色		年齢 (推定)	
	名前 ※飼い犬・飼い猫のみ			
	その他外観特徴			
	※犬の場合	登録番号	狂犬病予防注射済票番号	
	第 号	年度	第 号	
写真添付欄（必須）				

誓約書

私は、飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を申請するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 申請した猫は、太良町内に生息する飼い主のいない猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫が誤って含まれることがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 当該猫は、手術を実施後、保護した場所付近の安全な場所に解放すること。
- 4 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の出来事が生じうることを了承していること。
- 5 飼い猫を誤って手術してしまった場合等、手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 6 当該猫の手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 重篤な病気等により手術が実施できないと担当獣医師が判断した場合は、当該猫の手術が行われないことを了承していること。
- 8 手術の終了後、町長から当該猫の生息地域の状況等について報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。
- 9 周辺住民等から当該猫の手術に係る費用を受けとらないこと。
- 10 当該猫の当事業における手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

年 月 日

申請者
代表者（住所）
（氏名）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

太良町長

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金の
交付については、次のとおり決定しましたので、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要
綱第5条の規定により通知します。

補助金交付決定額 金 円

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

太良町長

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記の理由により不交付とします。

記

（不交付とした理由）

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

太良町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり計画の変更（中止）したいので、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

1 計画の変更（中止）の理由

2 計画変更（中止）の内容

変更事項		
変更前		
変更後		

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

様

太良町長

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり承認する。

変更又は取消の内容

1 補助金交付申請内容の変更

変更事項		
変更前		
変更後		

2 補助事業の中止

(理由)

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

太良町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの事業について、その実績を太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 手術年月日 年 月 日

3 添付書類

- ① 不妊去勢手術に係る領収書又は明細書等の写し
- ② 飼い主のいない猫にあっては、不妊去勢手術後の片耳V字カットが確認できる猫の写真
- ③ その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

様

太良町長

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金について、太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

太良町長 様

住 所

氏 名

電話番号

太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金を太良町犬・猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先金融機関及び口座

振込先金融機関	本店 支店 支所 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	